

『軽井沢こもれびの街講座』実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民等が構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する集会等（以下、「集会」という。）に町職員を派遣し、職員の専門知識を生かした「軽井沢こもれびの街講座」（以下、「こもれびの街講座」という。）を行い、住民が町政に関する理解を深めるとともに、現代的課題等に関する知識を習得し、もって住民の生涯学習活動の推進及び町政の進展に寄与することを目的とする。

(開催団体)

第2条 「こもれびの街講座」を開催することができるのは、町内に在住、在勤又は在学する5人以上の者で構成される団体とする。ただし、特に認める場合は、この限りではない。

(講座の内容)

第3条 「こもれびの街講座」の内容は、別に定める。

(講座の開催及び会場)

第4条 「こもれびの街講座」は、町の休日以外の日の午前9時から午後9時までの間で職員を派遣する。受講は1日2講座までとする。

2 「こもれびの街講座」は、町内で開催するものとし、その会場については、集会等を主催する団体の責任において確保するものとする。

(派遣職員の申込み)

第5条 「こもれびの街講座」を開催しようとする団体の代表者（以下、「代表者」という。）は、集会等を開催しようとする日の10日前までに、「軽井沢こもれびの街講座」申込書（様式第1号）を軽井沢町長（以下、「町長」という。）に提出するものとする。

(受託の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、講座の内容、開催日時間等について職員派遣の可否を決定し「軽井沢こもれびの街講座」受託通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

2 町長は、「こもれびの街講座」を受託する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受託の制限)

第7条 町長は、集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは「こもれびの街講座」を受託しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるもの
- (3) 「こもれびの街講座」の目的に反すると認められるもの

(変更等の届出)

第8条 第6条の規定により「こもれびの街講座」の受託の決定を受けた代表者は、講座の内容、開催日時、開催場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は、「こもれびの街講座」を中止しようとするときは、速やかに町長に届出を行い、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(派遣費用等)

第9条 職員の派遣費用は無料とする。ただし、講座に要する経費は主催者負担とする。

(所管)

第10条 「こもれびの街講座」に関する総括及び受付事務は、軽井沢町教育委員会が行い、職員派遣等に係わる事務は、それぞれ担当課等が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。